

に

室

意外と知られていないんです

# があるのをご存知ですか？



市役所庁舎5階の議会フロアに「議会図書室」があるのをご存知ですか。意外と知られていません。実は、議員だけでなく、市職員や市民の皆さんも利用することができますよ。



「議会図書室」は、誰でも自由に利用することができます。本や資料を貸し出すこともできます。そこで今回は、議会事務局の鵜飼彩香さんに、図書室の内容をご紹介いただきました。

## 誰でも自由に利用できます

ちよつと難しいんですが、議会図書室は、地方自治法第100条第19項に基づいて、地方議会に設置することが義務づけられています。

議員活動に役立てるためというのが第一の目的ですが、第20項では、一般に開放して利用に供することもできる、となっています。

ですから、議員はもちろんですが、市職員、市民の皆さんも自由に利用することができます。

## 議会資料だけでなく諸々の本が

# 市役所5階 議会フロア

# 議会図書

一度覗いて  
見るのも  
ヨシ



議会では、市民の皆さんの暮らしや経済に関わることが議論されています。市長から提案される議案や議員自ら提案する意見書などについて議論されます。



本会議・各常任委員会の議論は、リアルタイムで誰でも傍聴できます。

また「インターネット」や、「あいコムこうか」での中継もあります。

インターネットでは、録画を視聴することも可能です。



本会議と各常任委員会での議論は、議事録が作成されますので、文字で読むことが可能です。インターネットで検索することも可能ですし、議会図書室にお越しいただくと、すぐに見ることができます。



図書室には、甲賀市議会発足以降の議会議事録はもちろんですが、甲賀市の総合計画や各種計画、「朝日」「京都」「産経」「毎日」「読売」五紙の新聞が1週間分ストックしてありますので、とっても便利です。

議会に関する書籍だけではなく、DXやGXに関する書籍、自治会や地域「コミュニティ」に関する書籍などが並んでいます。

## 希望があればリクエストも

取り寄せてほしい書籍があれば、リクエストして購入することも可能です。静かですし、本を見ながら考え事する時に利用するのも可能です。

書籍の貸し出しも可能です。わからないことがあれば、議会事務局に声をかけてください。お手伝いさせていただきます。(貸し出しは議員と市職員のみです)

議会図書室規程第8条